

# 福祉有償旅客運送制度の改正点について

---

国土交通省関東運輸局  
神奈川運輸支局輸送担当



## 令和4年度

- 道路運送法施行規則改正

## 令和5年度

- 道路運送法施行規則改正①
  - ・運転者証の車内掲示削除等
- 道路運送法施行規則改正②
  - ・運営協議会と地域公共交通会議の統合
- 道路運送法施行規則改正③
  - ・手続き簡素化・運送事業者との連携拡大
- 地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について
- 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて
  - ・対価の設定目安の引き上げ

## 道路運送法施行規則改正① (運行管理者講習の受講、運行管理者業務の追加)

改正 : R4.9.30 施行 : R4.10.1

### ポイント

- 運行管理の責任者の運行管理者講習（NASVA）の受講
- 特定事務所における運行管理業務の追加
- アルコール検知器の設置・酒気帯び確認の実施

### 主な改正内容

#### ◆ 運行管理の責任者の運行管理者講習（NASVA）の受講

特定事務所の運行管理の責任者に、運行管理に関する講習を定期的に受けさせなければならないこととする。

#### ◆ 特定事務所における運行管理業務の追加

自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、特定事務所においては、以下の業務を行わなければならないこととする。

- 運行に関する計画の作成
- 長距離運転又は夜間運転の場合の交替運転者の配置
- 異常気象時等の安全確保の措置
- 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認及びその記録

#### ◆ アルコール検知器の設置・酒気帯び確認の実施

自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、特定事務所においては、アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、運転者に対する酒気帯びの有無の確認の際にアルコール検知器を使用しなければならないこととする。

→移行措置があったが、令和5年12月1日より義務化

## 道路運送法施行規則改正② (運行管理者講習の受講、運行管理者業務の追加)

改正：R4.9.30 施行：R4.10.1

### 講習の内容

- 運行管理者講習（一般講習・旅客）
- 国土交通大臣が認定する機関が実施  
→独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）の支所や指定を受けた民間団体
- 法令や運行管理業務、事故防止についての内容（約5時間）  
※事前予約必要、開講スケジュールなど詳細は各実施機関へ要確認

### 受講のタイミング

- 選任した日の属する年度の翌々年度以後2年ごと  
《経過措置》
  - ①令和4年3月31日までの間に選任された運行管理の責任者  
→令和6年3月31日までに一般講習を受講（以後2年ごと）
  - ②令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間）に  
安全運転管理者の講習を受講した運行管理の責任者  
→令和4年度に一般講習を受講したとみなし  
令和7年3月31日までに一般講習を受講（以後2年ごと）

## 令和4年度

- 道路運送法施行規則改正

## 令和5年度

- 道路運送法施行規則改正①
  - ・運転者証の車内掲示削除等
- 道路運送法施行規則改正②
  - ・運営協議会と地域公共交通会議の統合
- 道路運送法施行規則改正③
  - ・手続き簡素化・運送事業者との連携拡大
- 地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について
- 自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて
  - ・対価の設定目安の引き上げ

# 道路運送法施行規則改正①（運転者証の車内掲示削除等）

改正：R5.8.1 施行：R5.8.1

## ポイント

- 運転者証の作成・車内掲示義務廃止
- 自家用有償旅客運送者の名称・自動車登録番号（ナンバー）を車内へ掲示

## 改正前

### ◆ 施行規則第51条の23

自家用有償旅客運送を行う特定非営利活動法人等は、自家用有償旅客運送自動車に運転者等を乗務させるときは、次に掲げる事項（特定自動運行保安員については、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、当該運転者等の写真を貼り付けた運転者証（特定自動車運行保安員については、保安員証）を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない

- 一 作成番号及び作成年月日
- 二 自家用有償旅客運送者の名称
- 三 運転者等の氏名
- 四 運転免許証の有効期限
- 五 第51条の16第1項及び第3項に規定する要件に係る事項

### ◆ 施行規則第51条の28

自家用有償旅客運送を行う市町村は、第51条の14第1項の対価のほか、自家用有償旅客運送自動車内に、当該市町村の名称及び当該自家用有償旅客運送自動車の運転者等の氏名を旅客に見やすいように掲示しなければならない

## 改正後

施行規則第51条の23 ・削除

施行規則第51条の28 ・対象が「市町村」から「自家用有償旅客運送者」へ  
・第51条の14第1項の対価を旅客に見やすいように表示  
・自家用有償旅客運送自動車内に当該自家用有償旅客運送者の名称  
・当該自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示

# 道路運送法施行規則改正②（運営協議会関係）

改正：R5.9.22 施行：R5.10.1

## ポイント

- 協議の場を運営しやすくするため
- 「運営協議会」を「地域公共交通会議」へ統合

## 改正前

### 運営協議会

#### 施行規則第51条の7

地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な自家用有償旅客運送に関する協議を行つたために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会

### 地域公共交通会議

#### 施行規則第9条の2

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行つたために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主催する会議

## 改正後

- ・施行規則第51条の7の運営協議会に関する事項及び9条の2を削除
- ・施行規則第4条において地域公共交通会議を新たに定義づけ  
**⇒改正前の地域公共交通会議及び運営協議会を「地域交通会議」とし、2つの会議体を一本化**

## ※みなし規定：省令附則第2項

この省令の施行の際、現に存する第三条の規定による改正前の道路運送法施行規則第51条の7第1号に規定する運営協議会は、第3条の規定による改正後の道路運送法施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議とみなす

今回の改正においては、必ずしも実質的な統合を要するものではなく、  
**既存の運営協議会をそのまま存続させることも可能**

# 道路運送法施行規則改正③（手続き簡素化・運送事業者との連携拡大）

改正：R5.11.2 施行：R5.11.2

## ポイント

- 事業者協力型自家用有償運送に配車サービスの提供を追加
- 更新登録の手続き簡素化（添付書類の省略化）

## 改正前

### 事業者協力型

#### 施行規則第51条の2の2

法第79条の2第1項第5号において国土交通省令で定める事項は、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の体制の整備とする  
※法第79条の2第1項第5号：

運行管理の体制の整備その他省令で定める事項について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送を「事業者協力型自家用有償旅客運送」という

### 更新登録申請

#### 施行規則第51条の10第2項

更新登録申請書には、施行規則第51条の3に規定する書類及び登録証を添付しなければならない  
※施行規則第51条の3に規定する添付書類：

- ①定款・謄本・役員名簿 ②路線図（交通空白） ③欠格事由に該当していない旨の宣誓書
- ④協議が調っていることを証する書面 ⑤自動車の使用権原を証する書面
- ⑥福祉車両運転者の要件確認書面 ⑦セダン型車両運転時の要件確認書面 ⑧運行管理体制図
- ⑨整備管理体制図 ⑩事故発生時の連絡体制図 ⑪任意保険証書等 ⑫旅客の名簿
- ⑬ & ⑭自動運転に係る書類

## 改正後

### 事業者協力型

施行規則第51条の2の2の事業者協力型の類型に「旅客の運送の手配に係るサービスの提供」を追加

### 更新登録申請

①、②、⑤～⑭の書類について、内容に変更がない場合は添付省略可

※R5.12.28付けて「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」も同様の内容で改正  
(ただし「当該自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧」は添付が必要)

改正：R5.12.28 施行：R5.12.28

## ポイント

- 有効期間の更新の登録時の協議方法の簡素化
- 交通空白地域に該当する目安を提示

## 主な改正内容

### ◆ 有効期間の更新の登録時の協議方法の簡素化

#### 2. 地域公共交通会議の設置及び運営（6）※赤字部分を追加

なお、更新の登録を行う場合にあっては、意見公募形式（更新の登録を行うことについて地域公共交通会議の構成員に対して周知し、一定期間異議がない場合には、当該更新に係る協議が調ったものとみなす協議形式をいう。）によることができるものとする

### ◆ 交通空白地に該当する目安を提示

#### 3. 協議を行うに当たっての具体的指針（3）①（イ）※赤字部分を追加

交通空白地有償運送の必要性が認められる場合とは、過疎地域や交通が著しく不便な地域において、バス、タクシー等の交通事業者による輸送サービスの供給量が不十分であるなどの事情により、実質的に交通事業者による旅客輸送の確保が困難となっている状況にあると認められる場合などが想定され、交通空白地有償運送の必要性については、地域の実情に応じて地域公共交通会議において適切に判断される必要があるところ、

以下の場合には、少なくとも交通空白地（交通サービスが限られる時間帯が生じる地域を含む。）に該当することを前提に、交通空白地有償運送の必要性を地域公共交通会議において判断することが望ましい。

- ・半径1キロメートル以内にバスの停留所及び鉄軌道駅が存しない地域であって、タクシーが恒常に30分以内に配車されない地域
- ・当該地域における一般旅客自動車運送事業者・鉄道事業者・軌道事業者の営業時間外

# 自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて①

改正：R5.12.28 施行：R5.12.28

## ポイント

- 対価の設定目安をタクシー運賃の約8割の水準まで引上げ
- 対価の目安の考え方を新たに提示
- 地方運輸局において対価の目安を公表

## 改正前

### 自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて

#### 2. (3) ①旅客から收受する対価の水準

- イ. 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね  $1/2$  の範囲内であること。  
ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、 $1/2$  を越える運送の対価を設定することも可能

## 改正後

### ◆自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて

#### 2. (3) ①旅客から收受する対価の水準

- イ. 運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割（地方運輸局及び沖縄総合事務局において、インターネットその他の適切な方法により、当該地域の運送の対価を公表するものとする。）であること  
ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、約8割を越える運送の対価を設定することも可能

### ◆自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いに係る考え方について

※今般の制度改正において、具体的な対価の目安設定における考え方を明確化

#### 1. 自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の目安を算定するための経常費用

　人件費／燃料油脂費（燃料費・油脂費）／車両修繕費（タイヤ・チューブ費含む）／車両償却費（リース費含む）／  
　その他諸経費（諸税（自動車税、自動車重量税等）、保険料等）

#### 2. 対価の目安の設定の考え方

　当該地域の直近のタクシーの距離制初乗り上限運賃を算出する際に使用した各経常費用項目の合計をもとに  
構成比を算出、構成比で割り付けし、合算

# 自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて②

## 対価の目安

### 自家用有償旅客運送の対価の目安の設定について

「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）及び「自家用有償観光旅客等運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の3）の規定に基づき、運送の対価の目安を公表します。

令和6年1月16日

関東運輸局

記

#### 1. 設定する地区

地区	市区町村等
特別区・武三地区	東京都特別区、武藏野市及び三鷹市
多摩地区	立川市、府中市、国立市、調布市、狛江市、小金井市、国分寺市、小平市、西東京市、昭島市、武藏村山市、東大和市、東村山市、清瀬市、東久留米市、八王子市、日野市、多摩市、稲城市、町田市、青梅市、福生市、あきる野市、羽村市及び西多摩郡瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村
京浜地区	横浜市、川崎市、横須賀市及び三浦市
相模・鎌倉地区	藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、伊勢原市、秦野市、相模原市、大和市、座間市、海老名市、綾瀬市、厚木市、高座郡寒川町、中郡大磯町、二宮町、愛甲郡愛川町、清川村及び足柄上郡中井町
小田原地区	小田原市、南足柄市、足柄上郡大井町、開成町、山北町、松田町及び足柄下郡箱根町、湯河原町、真鶴町
埼玉県A地区	川口市、さいたま市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、

【別紙】

地区	距離制		時間制	
	1キロメートルまで	以降、1キロ毎	5分まで	以降、5分毎
特別区・武三地区	366円	314円	358円	327円
多摩地区	367円	344円	458円	458円
京浜地区	356円	325円	353円	319円
相模・鎌倉地区	354円	313円	469円	469円
小田原地区	342円	293円	478円	478円
埼玉県A地区	344円	327円	469円	469円
埼玉県B地区	369円	294円	457円	457円